

介護保険



介護保険には次のような制度があります

□高額介護サービス費の支給
介護保険では、保険サービスを利用した場合、原則1割を自己負担しますが、世帯単位で負担の上限額が決まっています。

▼低所得者など以外の世帯

1 か月当たり

3万7千2百円

▼市町村民税非課税などの世帯

1 か月当たり

2万4千6百円

▼市町村民税非課税などの世帯で老齢福祉年金受給者、もしくは被保護者

1 か月当たり

1万5千円

自己負担の上限額は、世帯単位ですので、例えば1人で5万円支払ったとしても、また2人以上の方で合計5万円を支払ったとしても、低所得者など以外の世帯の方であれば、5万円から3万7千2百円を差し引いた1万2千8百円の返還を受けることができます。

上限額を超えた分については、いったん支払い、後日、申請により超えた分が返還されることとなります。
ただし、返還には、申請手続きが必要ですので、領収書は大切に保管してください。

□施設サービスをうけられる方の所得により標準負担額（食費）が減額されます。次の方などが減額対象者となります。

- | | | |
|---|--|--------------------------|
| ① | ▶世帯全員が市町村民税非課税の世帯
(市町村民税世帯非課税者) | 1日当たり260円の減額 【500円の自己負担】 |
| ② | ▶老齢福祉年金受給者であって、市町村民税世帯非課税者
▶生活保護の被保護者 | 1日当たり460円の減額 【300円の自己負担】 |

※①と②以外の方は1日当たり760円の自己負担となります。

□ホームヘルプサービス利用料を低所得者は3%に軽減

今年の3月末日でホームヘルプサービスを利用している低所得者の方は、平成14年度までの3年間、利用率が3%に軽減されます。

対象となるのは、65歳になる前の1年間に利用し、65歳になり介護保険の適用となった方、あるいは40歳～64歳までの障害者の方です。
なお、その後の利用率は、状況を見ながら負担割合を定めることになっていきます。



市内に所在するサービス提供事業者追加分

(4月号掲載後の追加です。
平成11年3月31日調査分)
※今後増えることが考えられます。

※市外サービス提供事業者も利用できます。

□ホームヘルパーの訪問(訪問介護)

- ▼アイリスケアセンター南国(大浦甲)
- ▼スーパーストア富士屋(後免町)
- ▼J A南国ヘルパーステーション(大浦乙)

□老人保健施設などへの通所(通所リハビリテーション)

- ▼藤原病院通所リハビリテーション(大浦乙)
- ▼南国中央病院(後免町)

□居宅で介護を受けるためケアプランを作成する事業

- ▼指定居宅介護支援事業所南国中央病院(後免町)
- ▼指定居宅介護支援事業所希望(大浦甲)
- ▼西田順天堂居宅介護支援事業所(大浦甲)

□福祉用具貸与

- ▼西田順天堂薬局(大浦甲)

※お問い合わせは、保健課高年齢介護係(☎88016556)まで